

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

株式会社アドバンテスト

代表取締役兼経営執行役員社長 津久井 幸一  
Group COO

## 第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご来場されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら2026年7月30日(木曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時** 2026年7月31日(金曜日)午前10時(受付開始時刻:午前9時)  
(今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日の日当日と著しく離れた日となりましたのは、第83回定時株主総会において、第84期より、定時株主総会の議決権の基準日を3月31日から5月15日に変更したためであります。)
- 2. 場 所** 東京都千代田区大手町1-2-1  
Otemachi One 3F 大手町三井ホール  
(詳細は裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 株主総会の目的事項**
  - 報告事項**
    - 第84期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
    - 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 決議事項**
    - 第1号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
    - 第2号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件
    - 第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
    - 第4号議案** 日本非居住者である取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に付与した事後交付型譲渡制限付株式ユニットに係る権利確定期間及び報酬枠改定の件
    - 第5号議案** 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件
    - 第6号議案** 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対するパフォーマンス・シェア・ユニット制度改定の件
    - 第7号議案** 米国カリフォルニア州に居住する当社グループの役員への適用を想定した、株式報酬制度及び株式購入プランに関する承認の件

以 上

本株主総会の招集に際しては、会社法第325条の3第3項に基づき、株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類、計算書類等の内容である情報(電子提供措置事項)を、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)を使用して、その提出書類の名称を「有価証券報告書」として提出しております。本内容は、当該システムにアクセスの上、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

《EDINET閲覧サイト》

<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

EDINET閲覧サイトへアクセスして、提出者/発行者/ファンド/証券コードに、「アドバンテスト」又は「6857」を入力し、書類種別のうち「有価証券報告書/半期報告書/四半期報告書」を選択の上、2026年6月26日提出の有価証券報告書をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

※詳細な操作方法につきましては、同サイト内の「書類閲覧操作ガイド」にてご確認くださいませようようお願い申し上げます。



ご参考として、電子提供措置事項は、以下のウェブサイトにも掲載しております。

《当社ウェブサイト》

<https://www.advantest.com/ja/investors/shares-and-corporate-bonds/meeting/>

《東京証券取引所(東証)ウェブサイト》

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(アドバンテスト)又は証券コード(6857)を入力・検索し、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

### ● 株主総会にご出席いただく場合



開催日時  
2026年7月31日(金)  
午前10時

当日ご来場の際は、議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### ● インターネットにより議決権行使いただく場合



行使期限  
2026年7月30日(木)  
午後5時まで

「インターネットによる議決権行使のご案内」にしたがって賛否をご入力ください。

### ● 書面により議決権行使いただく場合



行使期限  
2026年7月30日(木)  
午後5時必着

議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただきご郵送ください。

- ◎ 当日ご来場する場合は、インターネット又は書面による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
- ◎ インターネットにより議決権を行使される場合は、書面によるお手続きは不要です。
- ◎ インターネットと書面により二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ◎ 書面による議決権行使に際して、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとさせていただきます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となります。
- ◎ 機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 議決権行使書記載のQRコードを読み取る方法

- ① 議決権行使書の右側に記載されているQRコードを読み取ってください。  
「ログインID」と「パスワード」の入力は不要です。



- ② 議案賛否方法の選択画面が表示されますので、議決権行使方法をご選択ください。
- ③ 画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

### 個別のログインID・パスワードによりログインする方法

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- ② 議決権行使書の右側に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力してください。

「ログイン」をクリック

- ③ 画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ◎ インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合、最後に行われた議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ◎ 株主さまのインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。
- ◎ スマートフォン、パソコン等による議決権行使ウェブサイトのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等の費用は各株主さまのご負担となります。
- ◎ 議決権行使ウェブサイトは、毎日午前2時30分から午前4時30分までの間はご利用いただけません。

議決権行使サイトの操作方法に関する  
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話番号:0120-173-027(通話料無料)  
受付時間:午前9時～午後9時

## 事前のご質問受付のご案内

本株主総会の目的事項につきまして、株主さまから事前にご質問をお受けいたします。

### 質問方法

- ① 以下のURL又はQRコードから事前質問受付サイトにアクセスしてください。
- ② 「お名前」、「株主番号」、「内容」をご入力ください。すべての項目にご記入いただきましたら、内容をご確認の上、「確認」のボタンをクリックしてください。
- ③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

事前質問受付サイト [https://www2.advantest.com/sh\\_ask/ja/](https://www2.advantest.com/sh_ask/ja/)



### 受付期間

2026年7月9日(木曜日)午前9時から2026年7月24日(金曜日)午後5時まで

### ご留意事項

事前にお寄せいただいたご質問のうち、株主の皆さまのご関心が高いと思われる事項につきましては、株主総会当日に取り上げさせていただきます。なお、ご質問の内容が本株主総会の目的事項に関しない場合、ご質問が重複する場合、ご質問への回答が顧客、従業員、その他の者の権利・利益を侵害するおそれがある場合等は、回答を差し控えていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

# インターネットライブ配信のご案内

インターネットにて株主総会の模様をライブ配信いたしますので、ご案内申し上げます。

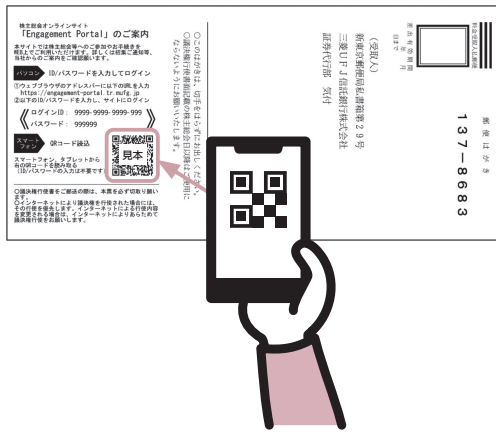
## 配信日時

2026年7月31日(金曜日) 午前10時より  
※午前9時30分より視聴画面にアクセスいただけます。

## 当日の視聴方法

### 議決権行使書記載のQRコードを読み取る方法

- ① 議決権行使書裏面に記載されているQRコードを読み取ってください。  
「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して視聴サイトにログインできます。



- ② ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ③ 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

### 個別のログインID・パスワードによりログインする方法

URL : <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

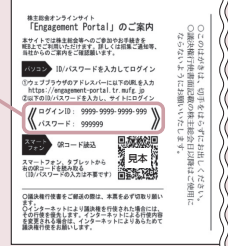


- ① 上記URLから視聴サイトへアクセスしてください。
- ② 株主さま認証画面(ログイン画面)で「ログインID」と「パスワード」を入力してください。※下図②  
「ログインID」と「パスワード」は、議決権行使書裏面に記載されています。
- ③ ご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。※下図③
- ④ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。※下図④

#### 【株主さま認証画面(ログイン画面)】



#### 【議決権行使書裏面】



- ⑤ ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ⑥ 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

## ご留意事項

- ◎ ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とはならず、株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議の提出を行うことはできません。議決権につきましては、インターネット又は書面による方法で、事前に行使していただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ◎ ログインID及びパスワードは議決権行使書を郵送される前にお手元にお控えください。
- ◎ 議決権行使書を紛失された場合、「インターネットライブ配信に関するお問い合わせ先」にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。
- ◎ 株主さまのご意見は株主総会当日もメッセージという形で受け付けてさせていただきます。
- ◎ 本招集ご通知到着時から視聴環境のテストを事前に行うことができます。
- ◎ やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

- ◎ ご視聴いただくためのインターネット接続料、通信料等の費用は、各株主さまのご負担となります。
- ◎ ご使用のパソコン環境(機種、性能等)やインターネットの接続環境(回線状況、接続速度等)により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 本サイトはInternet Explorerではご利用いただけません。Microsoft Edge、Google Chrome、Safari等のブラウザからご視聴ください。なお、視聴環境等の詳細につきましては、当社ウェブサイトの「株主総会情報」に別途掲載いたします。
- ◎ ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- ◎ ライブ配信の撮影、録音、録画、保存、SNSなどへの投稿等は、ご遠慮ください。
- ◎ 音声及び映像を通じて得た株主さまの個人情報やその他株主さまのプライバシーにかかわる事項を第三者に開示・提供することは固く禁じさせていただきます。

◀ 当社ウェブサイト ▶

<https://www.advantest.com/ja/investors/shares-and-corporate-bonds/meeting/>



インターネットライブ配信に関する  
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話番号:0120-676-808(通話料無料)

受付時間:土日祝日等を除く平日 午前9時~午後5時 ただし、株主総会当日は午前9時から株主総会終了まで

議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

現任の取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(6名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案については、各候補者の経歴、能力、人柄等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、候補者の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない旨の報告を受けております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の地位及び担当	 取締役会 出席回数
1	 <small>ダグラス ラフィーバ</small> <b>Douglas Lefever</b>	代表取締役兼経営執行役員 Group CEO	13回/13回(100%)
2	 <small>つくい こういち</small> <b>津久井 幸一</b>	代表取締役兼経営執行役員社長 Group COO	13回/13回(100%)
3	 <small>よし だ よし あき</small> <b>吉 田 芳 明</b>	取締役会長	13回/13回(100%)
4	  <small>うら べ とし みつ</small> <b>占 部 利 充</b>	社外取締役	13回/13回(100%)
5	  <small>にし だ なお と</small> <b>西 田 直 人</b>	社外取締役	13回/13回(100%)
6	  <small>ラリー マイクスナー</small> <b>Larry Meixner</b>	—	—

候補者番号

1

ダグラス ラフィーバ

Douglas Lefever

再任

- 生年月日 1970年12月10日
- 所有する当社株式数 7,624株
- 議決制限付株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 170,401株
- 取締役の就任年数 6年



### 候補者とした理由

Douglas Lefever氏は、米国(シリコンバレー)を中心とする事業開発を推進する役割を担い、2023年1月から代表取締役兼執行役員副社長・Group COOを、2024年4月からは代表取締役兼経営執行役員Group CEOを務めております。当社グループの事業及び企業経営に関して幅広い知識と経験を有すること、また当社取締役会の多様性を高め活性化させることを期待できることから、当社の持続的な企業価値向上の実現のため適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1998年 6月 Advantest America, Inc.入社
- 2014年 8月 当社執行役員
- 2014年 9月 Advantest America, Inc. Director, President and CEO
- 2017年 6月 当社常務執行役員
- 2020年 6月 当社取締役兼常務執行役員
- 2021年 6月 当社取締役兼経営執行役員  
当社CSO(Chief Strategy Officer)
- 2023年 1月 当社代表取締役兼執行役員副社長・Group COO (Chief Operating Officer)
- 2023年 6月 当社代表取締役兼執行役員副社長  
当社Group COO(経営戦略、事業推進、技術管掌)  
Advantest America, Inc. Chairman
- 2024年 4月 当社代表取締役兼経営執行役員(現任)  
当社Group CEO(経営戦略、事業推進、技術管掌)
- 2025年 4月 当社Group CEO(経営戦略・財務、事業推進、技術管掌)
- 2025年 7月 当社Group CEO(現任)

候補者番号

2

つく い こう いち

津久井 幸一

再任

- 生年月日 1964年12月11日
- 所有する当社株式数 82,226株
- 取締役の就任年数 6年



### 候補者とした理由

津久井幸一氏は、ドイツにおける海外勤務を含め、長年にわたり事業部門や営業部門に従事し、2023年1月から代表取締役兼執行役員副社長・Group Co-COOを、2024年4月からは代表取締役兼経営執行役員社長 Group COOを務めております。当社グループの事業及び企業経営に関して幅広い知識と経験を有することから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当社入社
- 2014年 6月 当社執行役員
- 2015年 6月 当社常務執行役員
- 2020年 6月 当社取締役兼常務執行役員
- 2021年 6月 当社取締役兼経営執行役員  
当社CTO(Chief Technology Officer)
- 2023年 1月 当社代表取締役兼執行役員副社長・Group Co-COO (Co-Chief Operating Officer)
- 2023年 6月 当社代表取締役兼執行役員副社長  
当社Group Co-COO(生産、業務革新管掌)
- 2024年 4月 当社代表取締役兼経営執行役員社長(現任)  
当社Group COO(管理、生産、業務革新管掌)
- 2024年 6月 当社Group COO(管理、サプライチェーン、業務革新管掌)
- 2025年 4月 当社Group COO(人事・総務・法務、サプライチェーン、業務革新管掌)
- 2025年 7月 当社Group COO(現任)

候補者番号

3

よし だ よし あき

吉田 芳明

再任

- 生年月日 1958年2月8日
- 所有する当社株式数 303,204株
- 取締役の就任年数 13年



### 候補者とした理由

吉田芳明氏は、当社子会社代表取締役、当社の経営企画部門長、社長室長及びナノテクノロジー事業部門長を経て、2017年1月から代表取締役兼執行役員社長を、2023年1月から2024年3月まで代表取締役兼執行役員社長・Group CEOを務めました。2024年4月からは取締役会長として、非業務執行の立場から経営の監督機能を担っており、当社グループの事業及び企業経営に幅広い知識と経験を有することから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1999年 4月 当社入社
- 2006年 6月 当社執行役員
- 2009年 6月 当社常務執行役員
- 2013年 6月 当社取締役兼常務執行役員
- 2016年 6月 当社取締役兼専務執行役員
- 2017年 1月 当社代表取締役兼執行役員社長 当社CEO
- 2023年 1月 当社代表取締役兼執行役員社長・Group CEO
- 2023年 6月 当社代表取締役兼執行役員社長  
当社Group CEO (管理、新事業推進室管掌)
- 2024年 4月 当社取締役会長(現任)

候補者番号

4

うら べ とし みつ

占部 利充

再任

独立

- 生年月日 1954年10月2日
- 所有する当社株式数 5,909株
- 社外取締役の就任年数 7年



### 候補者とした理由及び期待される役割の概要

占部利充氏は、日本を代表する総合商社やノンバンクでの豊富な経営経験、特に米国及びアジアにおける海外経験、事業投資判断等に関する経験、人事・IT等管理部門に関する幅広い経験を有しております。当社では、同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上及び取締役会の活性化に資する役割を期待しております。以上のことから、当社社外取締役として適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年 4月 三菱商事株式会社入社
- 2009年 4月 三菱商事株式会社執行役員中国副総代表兼  
香港三菱商會社社長
- 2011年 4月 三菱商事株式会社執行役員コーポレート担当役員補佐  
(人事担当)
- 2013年 4月 三菱商事株式会社常務執行役員ビジネスサービス部門CEO
- 2017年 4月 三菱商事株式会社顧問
- 2017年 6月 三菱UFJリース株式会社(現:三菱HCキャピタル株式会社)  
代表取締役副社長兼執行役員  
当社社外取締役(現任)
- 2019年 6月 当社社外取締役(現任)
- 2021年 4月 日本ビジネスシステムズ株式会社社外取締役

### 独立性について

当社は、占部利充氏との間に特段の取引関係はありません。また、2025年度において、同氏が2025年12月まで社外取締役を務めていた日本ビジネスシステムズ株式会社と当社との間に特段の取引関係はありません。

以上の点から、同氏は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」により、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

候補者番号

5

にし だ なお と

西田直人

再任

独立

- 生年月日 1954年2月11日
- 所有する当社株式数 1,831株
- 社外取締役の就任年数 3年



## 候補者とした理由及び期待される役割の概要

西田直人氏は、半導体に深く関係するグローバル企業での技術、SCM(サプライチェーンマネジメント)、生産、研究開発部門での経験に加え、レーザー技術に精通する専門家としての幅広い知識と経験を有しております。当社では、当社が属する業界及び産業・技術における同氏の識見並びに同氏が有する戦略的イノベーションの視点を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上及び取締役会の活性化に資する役割を期待しております。以上のことから、当社社外取締役として適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |           |   |
|-----------|---|
| 1978年 4月  | 株式会社東芝入社  |
| 2007年 6月  | 株式会社東芝生産技術センター所長  |
| 2009年 4月  | 株式会社東芝生産企画部長  |
| 2011年 4月  | 株式会社東芝技術企画室長  |
| 2012年 6月  | 株式会社東芝執行役常務(技術企画室長)   |
| 2013年 6月  | 株式会社東芝執行役上席常務<br>(調達・ロジスティクスグループ担当、生産統括グループ担当)                                  |
| 2014年 6月  | 株式会社東芝取締役執行役専務<br>(技術・イノベーション部担当、情報システム部担当、新規事業開発部担当、研究開発センター担当、ソフトウェア技術センター担当) |
| 2015年 9月  | 株式会社東芝執行役専務(研究開発統括部担当)  |
| 2016年 4月  | 株式会社東芝執行役専務(技術統括部担当)  |
| 2017年 11月 | 株式会社東芝特別嘱託  |
| 2023年 6月  | 当社社外取締役(現任)   |

## 独立性について

当社は、西田直人氏との間に特段の取引関係はありません。当社は、同氏が2025年12月まで特別嘱託を務めている株式会社東芝及び同社のグループ会社と当社製品の販売等の取引がありますが、同社及びそのグループ会社と当社との2025年度における取引額は、当社の連結売上原価並びに販売費及び一般管理費合計額の1%未満です。

以上の点から、同社は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に規定された主要な取引先に該当せず、同氏は十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

候補者番号

6

ラ リ ー マ イ ク ス ナ ー

Larry Meixner

新任

独立

- 生年月日 1962年7月2日
- 所有する当社株式数 0株
- 社外取締役の就任年数 0年



## 候補者とした理由及び期待される役割の概要

Larry Meixner氏は、日本及び米国の企業における技術、研究、開発部門での経験並びにそれらの部門の責任者としての豊富な経験に加え、AI統合プラットフォームによるR&Dイノベーションを提供する企業の日本法人の経営経験を有しております。当社では、技術、研究、開発における同氏の識見並びに同氏が有するR&Dイノベーション及びグローバルビジネスの視点を当社グループのグローバル経営に反映させ、当社の持続的な企業価値向上及び取締役会の活性化に資する役割を期待しております。以上のことから、当社社外取締役として適任と判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- |           |  |
|-----------|--|
| 1984年 6月  | エクソン社入社  |
| 1992年 9月  | エア・プロダクツ・アンド・ケミカルズ社入社                                |
| 2001年 6月  | YTCアメリカ研究所R&Dディレクター                                  |
| 2004年 9月  | テレダイン・サイエンティフィック社(旧:ロックウェル・サイエンティフィック社)エグゼクティブディレクター |
| 2011年 2月  | シャープ・アメリカ研究所President & CEO                          |
| 2014年 10月 | シャープ株式会社研究開発本部副本部長                                   |
| 2017年 4月  | 三菱ケミカルグループ株式会社(旧:株式会社三菱ケミカルホールディングス)執行役常務CIO兼CTO     |
| 2025年 9月  | アルバート・インベント・ジャパン株式会社社長(現任)                           |

## 独立性について

当社は、Larry Meixner氏及び同氏が社長を務めているアルバート・インベント・ジャパン株式会社との間に特段の取引関係はありません。

以上の点から、同氏は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」により、十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

- (注) 1. 候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 吉田芳明氏は、現在当社の非業務執行取締役であり、同氏の再任が承認された場合、引き続き非業務執行取締役となる予定です。
  3. 占部利充氏、西田直人氏及びLarry Meixner氏は社外取締役候補者であります。
  4. 当社は、吉田芳明氏、占部利充氏及び西田直人氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。各氏が原案どおり当該取締役に再任された場合は、各氏との当該契約を引き続き継続することとなります。また、Larry Meixner氏が原案どおり選任されますと、当社は、同氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
  5. 当社は、Douglas Lefever氏、津久井幸一氏、吉田芳明氏、占部利充氏及び西田直人氏との間で、会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社従業員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定の免責事由を設けるとともに、300万円以上の補償を受ける際には取締役会にて審議を経ることとしております。各氏が原案どおり当該取締役に再任された場合は、各氏との当該契約を引き続き継続することとなります。また、Larry Meixner氏が原案どおり選任されますと、当社は、同氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
  6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社の取締役、執行役員及び管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員並びに子会社の役員及び管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員を被保険者として、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が負担することとなる損害賠償費用・争訟費用について填補することとしておりますが、被保険者が法令違反に当たる行為であることを認識して行った行為に起因して当該被保険者自身に生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。保険料は特約部分も含めその全額を被保険者が所属する会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。Douglas Lefever氏、津久井幸一氏、吉田芳明氏、占部利充氏及び西田直人氏は、現在、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)であり、当該保険契約の被保険者に含まれていますが、各氏が原案どおり当該取締役に再任された場合は、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、Larry Meixner氏が原案どおり選任されますと、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれる予定であります。なお、当社は、当該保険契約を各氏の任期途中に更新することを予定しております。
  7. 所有する当社株式数は、2026年5月15日時点で所有している当社普通株式の数であります。また、日本居住者においては当社役員持株会、日本非居住者においては株式報酬プラン管理会社であるGlobal Shares Execution Services Limitedが設定するオムニバス口座における本人持分を含めて記載しております。
  8. 当社は、当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を導入しております。なお、Douglas Lefever氏は日本非居住者であるため、譲渡制限付株式報酬制度については事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度(一定期間経過後において当社普通株式を交付する制度)を適用しております。本制度は譲渡制限期間経過後に交付するもののため、その交付予定株式数を「譲渡制限付株式報酬制度に基づく交付予定株式の数」として表記しております。また、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において決議した業績連動型株式報酬制度のもとでは、中期経営計画に対応する事業年度(業績評価期間)の当社業績等の数値目標の達成に応じて交付株式の数を算出・交付するため、上記の「所有する当社株式数」及び「譲渡制限付株式報酬制度に基づく交付予定株式の数」には、目標の達成状況が未確定となる業績評価期間中のものは含まれておりません。なお、業績連動型株式報酬制度に基づき、対象取締役に交付する当社普通株式の総数は、各中期経営計画の対象期間(3事業年度)ごとに120万株を上限としています。
  9. 当社は、当社社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
  10. 占部利充氏は、2025年12月18日に日本ビジネスシステムズ株式会社の社外取締役を退任しております。
  11. 西田直人氏は、2025年12月31日に株式会社東芝の特別嘱託を退任しております。
  12. Larry Meixner氏の正式な氏名は、Meixner Donald Laurenceであります。
  13. Larry Meixner氏は、アルバート・インベント・ジャパン株式会社の社長を務めておりますが、2026年7月1日に代表取締役社長に就任予定であります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任の監査等委員である取締役住田清芽氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏名	現在の地位及び担当	取締役会・監査等委員会 出席回数
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">再任 独立</div> <div style="text-align: center;">             すみ だ さや か  <b>住 田 清 芽</b> </div> </div>	社外取締役 監査等委員	取締役会:13回/13回(100%) 監査等委員会:14回/14回(100%)

すみ だ さや か  
**住 田 清 芽**

再任 独立

- 生年月日 1961年1月28日
- 所有する当社株式数 5,384株
- 監査等委員である社外取締役の就任年数 6年



### 候補者とした理由及び期待される役割の概要

住田清芽氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたり公認会計士として監査法人に勤務し、会計監査業務及び内部統制に関する業務に携わっており、財務及び会計に関する幅広い知識と経験を有しております。当社では、財務及び会計に関する同氏の識見を当社グループの監査・監督に反映させ、企業会計や内部統制の向上に資する役割を期待しております。以上のことから、当社監査等委員である社外取締役として適任と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。


### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年10月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社
- 1988年5月 公認会計士登録
- 2006年5月 あずさ監査法人(現同上)パートナー
- 2007年8月 日本公認会計士協会監査基準委員会委員長
- 2010年7月 同協会常務理事(品質管理基準及び監査基準担当)
- 2015年1月 国際会計士連盟(IFAC)国際監査・保証基準審議会(IAASB)ボードメンバー
- 2017年2月 金融庁企業会計審議会委員
- 2020年6月 古河電気工業株式会社社外監査役  
日清オイリオグループ株式会社社外監査役  
当社社外取締役監査等委員(現任)
- 2024年6月 株式会社日本取引所グループ社外取締役(監査委員)(現任)
- 2025年6月 古河電気工業株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)

### 独立性について

当社は、住田清芽氏との間に特段の取引関係はありません。同氏が社外取締役(監査委員)を務めている株式会社日本取引所グループの子会社である株式会社東京証券取引所に上場費用等を支払っておりますが、同社と当社との2025年度における取引額は、当社の連結売上原価並びに販売費及び一般管理費合計額の1%未満です。また、同氏が社外取締役(監査等委員)を務めている古河電気工業株式会社と原材料の購入等の取引がありますが、同社と当社との2025年度における取引額は、当社の連結売上原価並びに販売費及び一般管理費合計額の1%未満です。

以上の点から、上記2社は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」に規定された主要な取引先に該当せず、同氏は十分に独立性を有していると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独立役員として届け出ております。

- 
- (注) 1. 住田清芽氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 住田清芽氏は社外取締役候補者であります。
  3. 当社は、住田清芽氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。同氏が原案どおり当該取締役に再任された場合は、同氏との当該契約を引き続き継続することとなります。
  4. 当社は、住田清芽氏との間で、会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定の免責事由を設けるとともに、300万円以上の補償を受ける際には取締役会にて審議を経ることとしております。同氏が原案どおり当該取締役に再任された場合は、同氏との当該契約を引き続き継続することとなります。
  5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社の取締役、執行役員及び管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員並びに子会社の役員及び管理・監督者の地位にある従業員を含む全従業員を被保険者として、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が負担することとなる損害賠償費用・争訟費用について填補することとしておりますが、被保険者が法令違反に当たる行為であることを認識して行った行為に起因して当該被保険者自身に生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。保険料は特約部分も含めその全額を被保険者が所属する会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。住田清芽氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれていますが、同氏が原案どおり監査等委員である取締役に再任された場合は、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を同氏の任期途中に更新することを予定しております。
  6. 所有する当社株式数は、2026年5月15日時点で所有している当社普通株式の数であり、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
  7. 当社は、当社の監査等委員である取締役に対して株式報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
  8. 住田清芽氏は、2025年6月25日に古河電気工業株式会社の社外監査役を退任し、同日に同社の社外取締役(監査等委員)に就任しております。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、本株主総会の開始の時までとなりますので、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である取締役全員の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏名

にし だ なお と  
西 田 直 人

上記候補者の生年月日及び略歴その他の株主総会参考書類記載事項につきましては、第1号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」候補者番号5及びその注記に記載のとおりですので、そちらをご参照ください。

(ご参考)第4号議案～第7号議案の概要(議案本文は次頁より)

	議案の目的	改定の項目	改定の内容		改定の理由
第4号議案	第83回定時株主総会決議より前に日本非居住者である対象取締役が付与した事後交付型譲渡制限付株式ユニット(RSU)の権利確定期間及び金銭報酬債権上限額の改定	権利確定期間	現行	取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した直後の時点までの間	海外における株式報酬の実務を考慮し、対象取締役のインセンティブをより高めるため。
			今回改定	割当て(付与)を受けた日から3年間(その期間を既に経過したRSUについては本議案承認日まで)	
第4号議案	第83回定時株主総会決議より前に日本非居住者である対象取締役が付与した事後交付型譲渡制限付株式ユニット(RSU)の権利確定期間及び金銭報酬債権上限額の改定	金銭報酬債権上限額	現行	年額10億円以内(RSを含む)	権利確定期間に係る上記改定に伴い、異なる年に付与したRSUの対象となる当社普通株式を同一年に交付すること(当該改定により、2021～2023年度の付与分75,104株が2026年度にまとめて交付される予定)により、RSUについて対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額が一時的に増加するため、金銭報酬債権上限額を確定額ではなく算定式で定めることとする。
			今回改定	株式交付時株価×交付株式数(確定額は定めない)	
第5号議案	譲渡制限付株式報酬(RS及びRSU)の金銭報酬債権上限額の改定	金銭報酬債権上限額(株式数上限(年40万株)は改定しない)	現行	年額10億円以内	RSU(第5号議案)又はPSU(第6号議案)の権利付与から株式交付までの期間に当社普通株式の株価が大幅に上昇した場合、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額も大幅に上昇することになり、金銭報酬債権の総額の上限を確定額で定めておくと、株式を想定どおりに交付することができなくなるという株式報酬の目的にそぐわない状況が生じうることから、金銭報酬債権上限額を確定額ではなく算定式で定める(ただし、権利付与時の株価ベースでは年額15億円以内)
			今回改定	株式交付時株価×交付株式数(ただし、権利付与時の株価ベースでは年額15億円以内)	
第6号議案	業績連動型株式報酬(PSU)の金銭報酬債権上限額の改定	金銭報酬債権上限額(株式数上限(3事業年度ごとに120万株(1事業年度あたり40万株))は改定しない)	現行	3事業年度ごとに30億円以内(1事業年度あたり10億円以内)	RSU(第5号議案)又はPSU(第6号議案)の権利付与から株式交付までの期間に当社普通株式の株価が大幅に上昇した場合、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額も大幅に上昇することになり、金銭報酬債権の総額の上限を確定額で定めておくと、株式を想定どおりに交付することができなくなるという株式報酬の目的にそぐわない状況が生じうることから、金銭報酬債権上限額を確定額ではなく算定式で定める(ただし、権利付与時の株価ベースでは年額15億円以内)
			今回改定	株式交付時株価×交付株式数(ただし、権利付与時の株価ベースでは3事業年度ごとに45億円以内(1事業年度あたり15億円以内))	

なお、社外取締役及び監査等委員である取締役の株式報酬制度については現行から変更ありません。

	議案の目的	提案の理由
第7号議案	米国カリフォルニア州に居住する当社グループの役員への適用を想定した、株式報酬制度及び株式購入プランに関する承認	米国カリフォルニア州会社証券法において、同法所定の人数を超えて同州居住者に株式報酬制度を適用し又は従業員向け株式購入プラン(ESPP)を導入する場合、同州当局における登録手続の免除を受けるためには、当社の株主総会の承認が必要とされている。

※当社は、株式報酬制度に基づいてその対象者全体(当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員)に対して発行又は処分をする当社普通株式の数を一定の規模にとどめる(10年ごとの当社普通株式の希薄化率を3%以内とする)方針を取締役会で定めております。

なお、当社のESPPは当社普通株式を市場から買い付けるものであり、ESPPの導入により当社普通株式が希薄化することはありません。

**第4号議案 日本非居住者である取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に付与した事後交付型譲渡制限付株式ユニットに係る権利確定期間及び報酬枠改定の件**

当社は、2021年6月23日開催の第79回定時株主総会において、当社の取締役会決議に基づき、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対し、中長期インセンティブとして、譲渡制限付株式報酬(本議案において以下「RS」という。)を交付すること、及びRSの割当てを受ける時点で対象取締役が日本非居住者である場合、RSに代えて、事後交付型譲渡制限付株式ユニット(本議案において以下「RSU」という。)制度(一定期間(本議案において以下「権利確定期間」という。)経過後において当社普通株式を交付する制度)を適用することがあることにつきご決議いただき、また、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において、RSに関し、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額及びそれらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に対し発行又は処分をする当社普通株式の総数を、それぞれ「年額10億円以内」及び「年40万株以内」とすること、並びに中長期インセンティブとしてのRSに加え、リクルーティング&リテンションプログラムとしてのRSを上記の金銭報酬債権の総額及び当社普通株式の総数の枠内において対象取締役に交付することにつきご決議いただきました。さらに、2025年6月27日開催の第83回定時株主総会において、地域による株式報酬の制度上及び実務上の違いを受け、対象取締役のインセンティブをより高めることを目的として、割当てを受けた日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した直後の時点までの間を譲渡制限期間とした中長期インセンティブとしてのRSに関し、日本非居住者に適用される譲渡制限期間等の内容については、割当てを受けた日から3年以上の譲渡制限期間を設定したリクルーティング&リテンションプログラムとしてのRSの場合と同様とすることにつきご決議いただき、今日に至っております。

今般、当社は、地域による株式報酬の制度上及び実務上の違いを受け、対象取締役のインセンティブをより高めることを目的として、2025年6月27日開催の第83回定時株主総会における上記決議より前に、当社の取締役会決議に基づき日本非居住者である対象取締役に付与したRSUについて、他の取締役を兼務しない非居住者執行役員の扱いと同様に、リクルーティング&リテンションプログラムとしてのRSの場合に準じ、その権利確定期間を「割当て(付与)を受けた日から、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した直後の時点までの間」から「割当て(付与)を受けた日から3年間(その期間を既に経過したRSUについては本議案が承認された日まで)」に改定させていただきたいと存じます。

権利確定期間が上記のとおり改定されるRSU(本議案において以下「改定RSU」という。)は、以下のとおりです。

RSUの付与日	改定後の権利確定期間の満了日	改定が適用される対象取締役の員数	対象となる当社普通株式の数
2021年7月5日	2026年7月31日	1名	21,000株
2022年7月7日	2026年7月31日	1名	35,648株
2023年7月7日	2026年7月31日	1名	18,456株
2024年7月17日	2027年7月16日	1名	17,794株

また、当該改定後の権利確定期間の満了日以降にそれぞれ開催される取締役会決議により改定RSUの対象となる当社普通株式を対象取締役に交付するにあたっては、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に対して当社普通株式を発行又は処分することになりますが、当該改定に伴い、異なる年に付与した改定RSUの対象となる当社普通株式を同一年に発行又は処分することにより、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額が一時的に増加することから、改定RSUについて対象取締役に対して付与されることとなる金銭報酬債権の額の上限は、「当該対象取締役に対して発行又は処分する当社普通株式1株当たり、当該発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)」とさせていただきたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、「指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

本議案の適用対象となる対象取締役の員数は、1名です。

## 第5号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社の譲渡制限付株式報酬(本議案において以下「RS」という。)制度及び事後交付型譲渡制限付株式ユニット(本議案において以下「RSU」という。)制度の内容については、第4号議案「日本非居住者である取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に付与した事後交付型譲渡制限付株式ユニットに係る権利確定期間及び報酬枠改定の件」において述べたとおり、2021年6月23日開催の第79回定時株主総会、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会及び2025年6月27日開催の第83回定時株主総会においてご決議いただき、今日に至っております。

RSの割当てを受ける時点で対象取締役が日本非居住者である場合にRSに代えて付与するRSUについては、RSUの付与から当社普通株式の交付までの期間は3年以上となりますが、その間に当社普通株式の株価が大幅に上昇した場合、当該対象取締役に対し当社普通株式を発行又は処分をする際に現物出資財産として払い込まれるために当該対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額も大幅に上昇することになります。将来の株価を予測することは困難であり、株価の大幅な上昇により金銭報酬債権の総額が上限に達し、RSUに基づく当社普通株式を想定どおりに交付することができなくなることは、対象取締役の中長期インセンティブという株式報酬の目的にそぐわないことから、RS及びRSUに関し、対象取締役に対して発行又は処分をする当社普通株式(RSUについては付与するユニットに相当する当社普通株式)の総数を「年40万株以内」とすることは維持する一方で、対象取締役に支給する金銭報酬債権の額の上限を、「対象取締役に對して発行又は処分をする当社普通株式1株当たり、当該発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)」と定めさせていただきたいと存じます。ただし、RS及びRSUの付与時における金額の上限として、当社の売上高、時価総額等の企業規模拡大も踏まえ、対象取締役に對し①RSのために支給する金銭報酬債権の総額と②RSUとして付与するユニットの総数に、当該ユニットの付与に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を乗じた額の合計額は、「年額15億円以内」にとどめることといたします。

上記の改定点を除き、本制度の内容に変更はありません。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を経て、当社の取締役会において決定することとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、「指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

現在の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)は3名ですが、第1号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合も、対象取締役の員数に変更は生じません。

## 第6号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対するパフォーマンス・シェア・ユニット制度改定の件

当社は、2021年6月23日開催の第79回定時株主総会において、当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に對し、パフォーマンス・シェア・ユニット(以下「PSU」という。)を付与すること、それに伴って、中期経営計画の対象期間である3事業年度にわたる職務執行の対価として、対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額を「3事業年度ごとに6億円以内」(1事業年度あたりに換算すると2億円以内)、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に對して発行又は処分をする当社普通株式の総数を「3事業年度ごとに60万株以内(2023年10月1日付で行った株式分割後の株数)」(1事業年度あたりに換算すると20万株以内(2023年10月1日付で行った株式分割後の株数))とすることにつきご決議いただき、また、2024年6月28日開催の第82回定時株主総会において、PSUに関し、中期経営計画の対象期間である3事業年度にわたる職務執行の対価として、対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額を「3事業年度ごとに30億円以内」(1事業年度あたりに換算すると10億円以内)とし、それらの金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払い込まれることにより対象取締役に對して発行又は処分をする当社普通株式の総数を「3事業年度ごとに120万株以内」(1事業年度あたりに換算すると40万株以内)とすることにつきご決議いただき、今日に至っております。

PSUは中期経営計画の対象期間である3事業年度(以下「業績評価期間」という。)にわたる職務執行の対価として付与されるものであり、PSUに基づいて当社普通株式が交付されるのは業績評価期間の終了後となりますが、その間に当社普通株式の株価が大幅に上昇した場合、対象取締役に對し当社普通株式を発行又は処分をする際に現物出資財産として払い込まれるために当該対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額も大幅に上昇することになります。将来の株価を予測することは困難であり、株価の大幅な上昇により金銭報酬債権の総額が上限に達し、PSUに基づく当社普通株式を想定どおりに交付することができなくなることは、対象取締役の中長期インセンティブという株式報酬の目的にそぐわないことから、PSUに関し、対象取締役に對して発行又は処分をする当社普通株式の総数を「3事業年度ごとに120万株以内」(1事業年度あたりに換算すると40万株以内)とすることは維持する一方で、対象取締役に支給する金銭報酬債権の額の上限を、「対象取締役に對して発行又は処分をする当社普通株式1株当たり、当該発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)」と定めさせていただきたいと存じます。ただし、PSUの付与時における金額の上限として、当社の売上高、時価総額等の企業規模拡大も踏まえ、対象取締役に對しPSUとして付与するユニットの総数に、当該ユニットの付与に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を乗じた額は、「3事業年度ごとに45億円以内」(1事業年度あたりに換算すると15億円以内)にとどめることといたします。

また、上記の改定は、対象取締役に既に付与されて業績評価期間中にあるPSUにも適用されることとしたいと存じます。

以上の改定点を除き、本制度の内容に変更はありません。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を経て、当社の取締役会において決定することとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、「指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない」旨の報告を受けており、その内容は相当であると考えております。

現在の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)は3名ですが、第1号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合も、対象取締役の員数に変更は生じません。

## 第7号議案 米国カリフォルニア州に居住する当社グループの役職員への適用を想定した、株式報酬制度及び株式購入プランに関する承認の件

当社は、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるとともに、中長期的な企業価値の向上及びグローバル人材の確保・定着を目的として、2021年度から、(a)当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の一部を対象として、譲渡制限付株式報酬制度(当該対象者に対し、その職務の対価として当社普通株式を譲渡制限付株式(本議案において以下「RS」という。))として給付する制度。当該対象者がRSの割当てを受ける時点で日本非居住者である場合、ユニット(本議案において以下「RSU」という。)を給付し、一定期間経過後にRSUに相当する当社普通株式を交付する事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度を含む。)を導入するとともに、(b)当社の執行役員(取締役を兼務する者を含む。)を対象として、パフォーマンス・シェア・ユニット制度(当該対象者に対し、その職務の対価としてユニット(本議案において以下「PSU」という。)を給付し、一定期間経過後に当社業績等の数値目標の達成率等に応じて調整されたPSUに相当する当社普通株式を交付する制度)を導入し、現在に至っております(事後交付型譲渡制限付株式ユニット制度を含む譲渡制限付株式報酬制度、及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度を併せて、本議案において以下「本株式報酬制度」という。))。

今般、当社は、2026年6月24日開催の取締役会において、①本株式報酬制度を継続的に運用していくことを確認しその内容を改めて承認するとともに、②当社普通株式を保有することによる企業価値向上への意識醸成及び従業員エンゲージメント向上を目的として、当社海外子会社に所属する日本非居住者である従業員を対象として、当社普通株式の購入を支援する従業員向け株式購入プラン(Employee Share Purchase Plan。本議案において以下「ESPP」といい、本株式報酬制度と併せて「両制度」という。)を新たに導入することを決議いたしました。

両制度を日本非居住者に適用するに当たっては、当該非居住者が居住する国や州の法令も適用されることとなります。

特に米国カリフォルニア州に居住する両制度の対象者(本議案において以下「対象CA州居住者」という。)に対して両制度を適用するに当たっては、1968年カリフォルニア州会社証券法(The California Corporate Securities Law of 1968)が適用される場所、対象CA州居住者が同法所定の人数を超える場合において、当社が同州当局における登録手続からの免除を受けるためには、同法上、両制度について、当社の株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の賛成による承認を得ることが必要とされています。

つきましては、本総会において、対象CA州居住者への適用が想定される両制度について、1968年カリフォルニア州会社証券法その他の外国法令の適用上必要な限度で、株主の皆さまのご承認をお願いしたいと存じます。

両制度の概要は、以下のとおりです。なお、両制度の詳細は、当社取締役会が決定するものとし、以下で概要として記載された内容についても、両制度が運用されるそれぞれの国や州において適用される法令、行政運用又は実務の要請に応ずるために合理的に必要又は望ましいと認められる限り、当社取締役会がこれを任意に改定する権限を有します。

### 1. 本株式報酬制度の概要

本株式報酬制度は、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)を対象として当社の株主総会において株主の皆さまのご承認をいただいた本株式報酬制度(2021年6月23日開催の第79回定時株主総会においてその導入が承認され、譲渡制限付株式報酬制度にあっては2024年6月28日開催の第82回定時株主総会及び2025年6月27日開催の第83回定時株主総会の承認をもって改定されたもの)に準じた内容となります。

なお、本株式報酬制度に基づいて当社の取締役に対して発行又は処分をする当社普通株式の総数及び当該取締役に支給する金銭報酬債権の額のそれぞれの上限については、株主総会において株主の皆さまのご承認をいただいておりますが、当社の取締役以外の対象者(米国カリフォルニア州に居住する者を含む。)に適用される本株式報酬制度は、その上限の枠外で運用します。しかし、当社は、本株式報酬制度に基づいてその対象者全体(当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員)に対して発行又は処分をする当社普通株式の数を一定の規模にとどめる方針を取締役会で別途定めております(注)。

(注)10年ごとの当社普通株式の希薄化率(ある時点を基準として過去10年間に本株式報酬制度に基づいてその対象者全体に対して発行又は処分をした当社普通株式の総数が、当該時点の当社の発行済株式(自己株式を除く。)の総数に占める割合)を3%以内とする方針としています。

### 2. ESPPの概要

ESPPの概要は、以下のとおりです。なお、ESPPは当社普通株式を市場から買い付けるものであり、ESPPの導入

により当社普通株式の発行又は処分が行われるわけではないため、ESPPの導入により当社普通株式が希薄化することはありません。

(1) 対象となる会社

当社が指定する当社の海外子会社(本議案において以下「対象海外子会社」という。)

(2) 加入資格

対象海外子会社に所属し、かつ当該所属会社の拠点が所在する国に居住する従業員

(3) 当社普通株式取得の権利

① 上記の加入資格に基づきESPPに加入した従業員(本議案において以下「加入従業員」という。)は、当社普通株式の取得を目的として、給与天引きにより定期的に取得金額を拠出することができる。加入従業員の当該拠出に対し、当社又は加入従業員が所属する対象海外子会社が奨励金を拠出し、当社普通株式の取得金額に充当する。

② 当社は、加入従業員の拠出下限額、拠出上限額及び奨励金の内容を定めるとともに、これらを変更することができる。

③ 加入従業員は、取得金額の拠出を停止することができ、また、当該拠出を再開することができる。

(4) 制度運用代理人

① 当社は、ESPPの運用のため、制度運用代理人を指定する。制度運用代理人は、加入従業員に代わり、取得金額をもって市場から当社普通株式を取得し、これを保有・管理する。

② 加入従業員は、取得株式の売却及び振替を制度運用代理人に指示することができる。

(5) 配当金の再投資

制度運用代理人が加入従業員に代わって保有する当社普通株式に対する配当金は、当社普通株式の取得金額として再投資される。ただし、適用法令等に鑑み、配当金の再投資を行わないことがある。

(6) 加入資格の停止・喪失

① 加入従業員がいずれかの対象海外子会社に所属しながら、当該所属会社の拠点が所在する国以外の国に居住することとなった場合、その間は、加入資格を停止することがある。その場合において、当該加入従業員は、上記(3)①の記載にかかわらず、取得金額を拠出することはできず、奨励金を受けることもできない。

② 加入従業員がいずれの対象海外子会社からも退職した場合、その退職と同時に加入資格を喪失する。

(7) その他の条件

上記(1)～(6)のほか、ESPPに関し当社又は加入従業員が所属する対象海外子会社が別途定める規程、並びに当社又は当該対象海外子会社、制度運用代理人及び加入従業員の間で締結する株式購入契約等の定めが適用される。

以 上

## (ご参考)株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

当社は、取締役や経営執行役員の人選にあたっては、当社の経営理念、経営戦略・事業戦略とともに、企業経営を巡り注目される諸問題及びステークホルダーとのコミュニケーションを考慮する必要があると認識しています。当社の事業は、社会の発展を支える半導体の製造に不可欠であり、また、社会・産業の設備・システムの安定稼働を支える重要な機能を担っており、周辺領域を含め大きな成長機会があります。このような当社の事業を中長期的に成長させ、企業価値の向上を実現する上で重要度が高い領域として9つの経営活動領域を特定しています(“企業経営・経営戦略(Management & Corporate Strategy)” “半導体関連産業(Semiconductor)” “テクノロジー(Technology)” “営業・マーケティング(Sales & Marketing)” “財務・会計(Finance & Accounting)” “法務・コンプライアンス(Legal & Compliance)” “人財マネジメント(Human Capital Management)” “グローバルビジネス(Global Business)” “デジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation)”)。取締役会及び指名報酬委員会において、これら9つの領域において業務執行又は監督の責務を果たすために必要な「知見・経験」を議論し、経営執行役員や取締役に求められるスキルセットを設定しております。

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合、各取締役のスキルは次頁のとおりとなります。

なお、当社が求めるスキルは環境変化に応じて常時更新してまいります。

### 【スキルの詳細】

経営活動領域	スキル項目	期待する経験・知見・能力
① Management & Corporate Strategy	企業経営	企業経営の経験(会長、社長、代表取締役等)
	経営戦略	経営戦略責任者 <sup>*1,2</sup> としての経験・知見
	事業投資・M&A	事業投資・M&Aの経験・知見
② Semiconductor	半導体関連産業	半導体関連産業での勤務経験、半導体業界に関する知見
③ Technology	産業・技術(地球環境・エネルギー含)	電機・電子関連産業、ICT技術に関する知見
	研究・開発	研究・開発部門責任者 <sup>*1,2</sup> としての経験・知見
	SCM <sup>*3</sup> ・生産・品質保証	SCM <sup>*3</sup> ・製造・生産技術・品質保証部門責任者 <sup>*1,2</sup> としての経験・知見
④ Sales & Marketing	営業・マーケティング	営業・マーケティング部門責任者 <sup>*1,2</sup> としての経験・知見
⑤ Finance & Accounting	財務・会計・監査	財務・会計・監査部門責任者 <sup>*1,2</sup> としての経験・知見/公認会計士・監査業務経験・知見
	資本市場との対話	IR/SRなど、投資家、株主との対話部門責任者 <sup>*1,2</sup> としての経験・知見
⑥ Legal & Compliance	法務・リスクマネジメント・コンプライアンス	法務・リスクマネジメント・コンプライアンス部門責任者 <sup>*1,2</sup> としての経験・知見/法曹としての経験・知見
⑦ Human Capital Management	人財マネジメント	人事部門責任者 <sup>*1,2</sup> 、人財採用・育成、タレントマネジメントなどの経験・知見
⑧ Global Business	グローバルビジネス	グローバル組織での勤務経験、母国以外での勤務経験、グローバルビジネスに関する知見
⑨ Digital Transformation	IT・DX	IT部門責任者 <sup>*1,2</sup> としての経験・知見、DX推進責任者 <sup>*1,2</sup> としての経験・知見

\*1 大規模又は複雑な事業やオペレーションを行う企業の責任者

\*2 当該分野の専門サービス会社等の幹部

\*3 サプライチェーンマネジメント

スキルマトリックス表

	当社の経営執行や指導・															監督を行う上で重要な基本的経営活動領域				当面の経営課題として特に重要な活動領域	
	① Management & Corporate Strategy					② Semiconductor		③ Technology			④ Sales & Marketing		⑤ Finance & Accounting		⑥ Legal & Compliance	⑦ Human Capital Management	⑧ Global Business	⑨ Digital Transformation			
	属性					経営			R&D・半導体業界・産業・技術			営業・マーケティング	財務・会計・資本市場との対話		法務・リスクマネジメント・コンプライアンス	人材マネジメント	グローバルビジネス	IT・DX			
	性別	国籍	監査等委員	指名報酬委員	独立役員	企業経営	経営戦略	事業投資・M&A	半導体関連産業	産業・技術 (地球環境・エネルギー)	研究・開発	SCM・生産・品質保証	財務・会計・監査	資本市場との対話							
社内取締役	Douglas Lefever	男性	米国				○	○	○	○			○		○			○			
	津久井 幸一	男性	日本				○	○		○	○		○		○			○			
	吉田 芳明	男性	日本		○		○	○		○			○		○			○			
	栗田 優一	男性	日本	○			○	○		○			○	○				○			
社外取締役	占部 利充	男性	日本		委員長	○	○	○								○		○			
	西田 直人	男性	日本			○			○	○	○							○			
	Larry Meixner	男性	米国			○	○	○		○								○			
	住田 清芽	女性	日本	委員長	○	○								○		○		○			
	中田 朋子	女性	日本	○		○										○		○			

※経営執行役員(取締役兼務者を除く)のスキルは次のとおりとなります。

経営執行役員	Keith Hardwick	男性	米国				○	○						○		○	○	○
	三橋 靖夫	男性	日本				○	○					○		○			○
	Juergen Serrer	男性	ドイツ				○		○	○			○					○
	中原 真人	男性	日本				○				○		○					○
	Sanjeev Mohan	男性	米国				○		○				○					○
	Richard Junger	男性	ドイツ									○						○
	徐 勇	男性	中国										○			○		○
	足立 敏明	男性	日本							○	○							○
	高田 寿子	女性	日本				○	○	○	○				○	○			○
	Kesa Yorozu	女性	米国												○			○
	Robert Leindl	男性	ドイツ															○

## (ご参考)独立社外取締役の独立性判断基準

当社の社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在又は最近において、以下の要件のすべてに該当しないことを必要とします。

### 1. 主要な取引先

- (1)当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (2)当社の主要な取引先又はその業務執行者

### 2. 専門家

- (1)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます)

### 3. 近親者

- (1)上記1. 又は2. の近親者
- (2)当社の子会社の業務執行者、取締役の近親者
- (3)最近において当社又は当社の子会社の業務執行者、取締役だった者の近親者
  - (注1)「最近において」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいいます
  - (注2)「主要な取引先」とは、当該取引先との取引による売上高等が当社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手をいいます
  - (注3)「業務執行者」とは、会社法施行規則に規定する業務執行者をいいます
  - (注4)「近親者」とは、二親等内の親族をいいます

# 定時株主総会会場 ご案内図

**日時** 2026年7月31日 午前10時  
(受付開始時刻:午前9時)

**会場** 東京都千代田区大手町1-2-1  
Otemachi One 3F 大手町三井ホール



## 交通のご案内

## 地下鉄「大手町」下車C4出口直結

●千代田線 ●半蔵門線 ●丸ノ内線 ●東西線 ●都営三田線

## 株主総会運営に関するお知らせ

- ◎ 株主総会におけるお土産のご用意はございません。
- ◎ 当日は、役員及び運営スタッフはノーネクタイ等の軽装にて対応させていただきます。
- ◎ 介助又は日本語通訳が必要な株主さまに限り、介助者又は通訳者を1名同伴して入場することができます。ただし、これら同伴の方につきましては、議決権を有する株主さまである場合を除き、会場内では介助者又は通訳者としての言動に制限されます。
- ◎ お車でのご来場はご遠慮ください。
- ◎ 本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたします。
- ◎ 決議の結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎ 当社ウェブサイトにて、当日の本株主総会の様子を後日オンデマンド配信いたします。

### 《当社ウェブサイト》

<https://www.advantest.com/ja/investors/shares-and-corporate-bonds/meeting/>



## 電子提供措置事項について

- ◎ 電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまに送付する交付書面には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、次に掲げる事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ・ 事業報告のうち、以下の事項  
事業の経過及び成果、財産及び損益の状況、対処すべき課題、主要な事業内容、主要な営業所及び工場、従業員の状況、主要な借入先の状況、株式の状況、新株予約権等の状況、会社役員の状況(一部)、剰余金の配当等の決定に関する方針、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
  - ・ 連結計算書類及び計算書類のすべて
  - ・ 会計監査人監査報告書(連結)、会計監査人監査報告書及び監査等委員会監査報告書
- ◎ 電子提供措置事項又は同事項を記載した書面に修正すべき点が生じた場合、当該修正に係る訂正報告書の提出手続を、EDINETを使用して行います。また、修正前の事項及び修正後の事項を、当社及び東証ウェブサイトにも掲載します。

### 《EDINET閲覧サイト》

<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

EDINET閲覧サイトへアクセスして、提出者/発行者/ファンド/証券コードに、「アドバンテスト」又は「6857」を入力し、書類種別のうち「有価証券報告書/半期報告書/四半期報告書」を選択の上、2026年6月26日提出の有価証券報告書をご確認くださいようお願い申し上げます。

※詳細な操作方法につきましては、同サイト内の「書類閲覧操作ガイド」にてご確認くださいようお願い申し上げます。

